

64%
割引

グループ労災保険

労働災害総合保険

POINT

政府労災保険の上乗せ補償金が支払われます

従業員が業務上または通勤途上の災害(注)により身体の障害を被った場合に、法定外補償規定等に基づき、事業主が政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注)通勤途上の災害は、通勤災害補償特約をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

- 従業員の労働災害・福利厚生対策の第一の策。
- 生命保険や傷害保険金から受け取る保険金とは関係なく、貴社が法定外補償規定に基づいて負担する災害補償金の支払責任に対して保険金をお支払い。
- 無記名方式で、保険期間中の従業員の入替や増減にも手続き不要。

労災事故が発生した場合、政府労災保険だけでは補償が十分とはいえません。

- なくならない労災事故
- 労災訴訟の高額化
- 過労死の労災認定
- 精神疾患の労災

労働災害に関して 事業主(企業)の負担する 責任

民法上の損害賠償責任

法定外の災害補償責任

労働基準法上の災害補償責任



死亡 ← 第1級 後遺障害 第14級 → 休業

コンサルティング費用補償特約

本プログラムでご紹介する
**法定外労災保険、使用者賠償責任保険は、
それぞれ政府労災保険の上乗せ補償です。**

使用者賠償責任保険とは

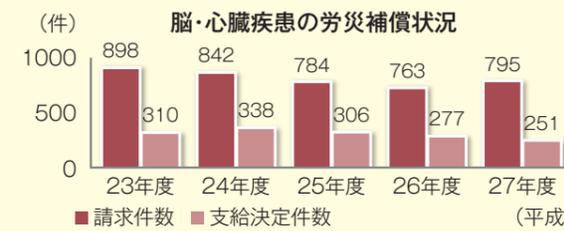
- ▶ 労災事故を原因とする賠償請求に効率的に備えられます。
- ▶ 「法律上の損害賠償金」(和解金を含みます。)に対して保険金をお支払いします。
- ▶ 訴訟・和解・調停等(弁護士報酬を含みます。)および示談交渉に要した費用に対しても、保険金をお支払いします。

- 近年、労災事故をめぐる高額判決・和解事例が相次いでいます。
- また、ケガだけでなく、業務上の心理的負担に起因する過労死・過労自殺も増加の一途をたどっています。
- 高額な損害賠償責任を負った場合、法定外労災保険(労働災害総合保険(法定外補償条項))だけでは不十分な場合があります。
- 万が一の事態に備えて、労災事故による賠償責任から貴社を守る『使用者賠償責任保険』(労働災害総合保険(使用者賠償責任条項))に加入されることをおすすめします!

労働災害関係高額判決事例 資料:週刊労災、読売新聞、産経新聞

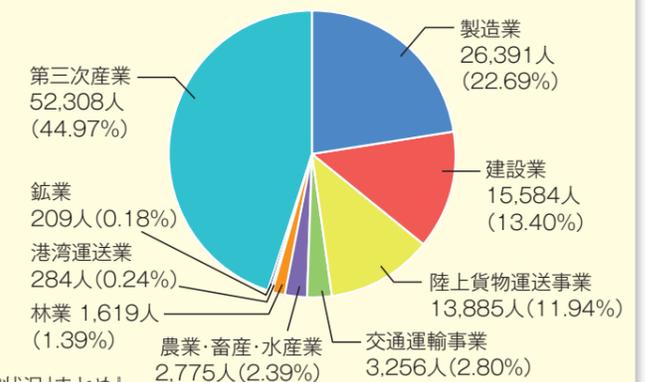
| 判決・和解金額 | 業種 | 判決年 | 事故内容 |
|-----------|--------|-------|------------------------|
| 1億9,800万円 | 精密機器製造 | 2008年 | 人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害 |
| 1億9,400万円 | レストラン | 2010年 | レストラン支配人(管理職)が脳過労障害 |
| 1億6,800万円 | 広告会社 | 2000年 | ラジオ局員が過労自殺 |
| 1億3,500万円 | 医大 | 2002年 | 研修医がストレスによる心臓病で死亡 |
| 1億2,700万円 | 県立病院 | 2005年 | 嘱託医が過労死 |
| 1億2,600万円 | 広告会社 | 1996年 | ラジオ局員が過労によるうつ病で自殺 |
| 1億2,000万円 | 重工業研究所 | 2005年 | 研究室長が心筋梗塞 |
| 1億1,350万円 | 製鉄会社 | 2000年 | 係長(41才)が過労自殺 |
| 1億1,000万円 | 食品会社 | 2000年 | 厨房員(24才)が過労自殺 |
| 1億700万円 | 府立病院 | 2007年 | 麻酔医師が過労死 |

判決金額上位10事例のうち、9事例が過労または精神障害によるものです。



業務別労災事故発生状況(死傷者数の構成比)全業種116,311人

出典:厚生労働省ホームページ(平成27年度)



出典:厚生労働省『平成27年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」まとめ』

コンサルティング費用補償特約とは

- ▶ 被用者の身体障害が業務上の事由により発生し、労災保険法等に基づく給付の請求が労働基準監督署等で受理された場合、労災認定に関わらず、貴社が負担するコンサルティング費用に対し、コンサルティング費用保険金をお支払いします。
- ▶ コンサルティング費用は1回の災害について100万円を限度とし、被災した被用者1名につき以下の金額を上限として補償します。
 - ・被用者が死亡した場合:100万円
 - ・被用者に左記以外の身体の障害が発生した場合:10万円

このパンフレットは保険の特徴を説明したものです。詳細は企業リスクプロテクション・プログラムをご覧ください。

取扱代理店
三井物産インシュアランス株式会社
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1
神田須田町スクエアビル11階

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
企業営業第二部物産営業第二室
東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL:03-3259-4248 FAX:03-3291-7465

本店 TEL:03-5297-6226 中部支店 TEL:052-584-2171
北海道支店 TEL:011-213-3083 関西支店 TEL:06-6226-2831
東北支店 TEL:022-264-5086 九州支店 TEL:092-271-8203

事業運営に関わる保険

役員・従業員に関する保険

資産に関わる保険

サービスメニュー